

情報セキュリティポリシー等規定類改定業務委託企画提案競技の質問に対する回答

項番	資料の種類	該当ページ	質問内容	回答
1	業務委託仕様書	P1	「情報セキュリティ実施手順」については、全庁統一ではなく部署単位または情報システム単位に整備されるものと解釈しております。このように「情報セキュリティ実施手順」が複数存在する場合、本件業務で改定素案を作成する対象件数について、概数で構いませんので教えてください。もしくは、全庁統一の「情報セキュリティ実施手順-雛型」が存在し、これを対象とした改定素案の作成でしょうか。	県の機関共通の実施手順である「共通実施手順」及び各課所が個別実施手順を定める際の「個別実施手順モデル」を想定しています。
2	業務委託仕様書	P1	“情報セキュリティ実施手順等の規定類”と記載されていますが、具体的にはどのような文書が改定作業の対象として想定されていますか。 例えば、次の文書等が存在する場合は、今回業務の対象に含まれますか。 ・情報セキュリティ監査関連規定 ・情報セキュリティに関連する庁内手続要領、様式 ・情報セキュリティを補足する庁内ガイドラインやマニュアル類 ・庁内CSIRT設置要領 ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	情報セキュリティポリシーで全庁統一で策定することを規定されている手順、様式等は本業務委託の対象となります（「外部サービス利用個別実施手順一式」「庁内CSIRT設置要綱」等）。
3	業務委託仕様書	P1	「5 業務内容 情報セキュリティポリシー及び共通実施手順等規定類改定素案の作成」と記載されています。 「共通実施手順等規定類」で改定の対象となる文書名／文書の記載概要、及び最終改定日をご教示ください。	主に下記規定類を対象としています。 ・情報セキュリティ共通実施手順【R3.4.1改定】：県の機関共通の実施手順 ・情報セキュリティ個別実施手順モデル【H14.11改定】：各課所が個別実施手順を定める際のモデル ・外部サービス利用個別実施手順一式【R6.6.1策定】：外部サービス利用に係る実施手順 ・庁内CSIRT設置要綱【R3.4.1改定】：庁内CSIRTの詳細
4	募集要項	P5	「14 その他留意事項(3)」にて、「企画提案書の業務の実施体制に記載した予定担当者は、原則として、変更できない。」とありますが、退職、病気などの理由以外で企画書に記載した体制（メンバ）を変更してはならないのでしょうか。	本業務の円滑な遂行のため、みだりに担当者変更することをご遠慮願います。 退職、病気及びその他やむを得ない理由の場合、本県及び受託者協議の上変更することが可能です。
5	評価項目一覧	P1	「IV.体制・実績 2.実績」において、「セキュリティ対策支援業務」とありますが、これらはセキュリティ監査業務、セキュリティ研修業務、脆弱性診断、標的型メール訓練を想定していますが認識に相違ないでしょうか。	「セキュリティ対策支援業務」は情報セキュリティに係る監査、研修、助言、インシデント対応支援、情報セキュリティポリシー等策定又は改定その他情報セキュリティに係る業務を想定しています。